

湖南省地域公共交通会議次第

日 時：令和 5 年 11 月 20 日（月）午後 3 時

場 所：湖南省役所東庁舎 3 階 大会議室

1. あいさつ

2. 議事

（1）報告事項

報告第 1 号 地域公共交通会議委員の変更について

報告第 2 号 運賃等協議会委員の選出について

（2）協議事項

第 1 号議案 令和 6 年度コミュニティバス路線・時刻について

第 2 号議案 湖南省地域公共交通計画について

3. その他

4. 閉会あいさつ

報告・協議資料

湖南省地域公共交通會議

○目次

- | | | |
|---|--------------------|--------|
| 1 | 地域公共交通会議委員名簿 | P.1 |
| 2 | 運賃等協議会 | P.2～6 |
| 3 | 令和6年度コミュニティバス路線・時刻 | P.7～16 |

運賃等の協議について

○主な改正点

現行

①地域公共交通会議

構成員

- ・市町村長（又は都道府県知事）
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシ－事業者C
- ・バス協会、タクシ－協会
- ・労働組合
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

協議運賃は地交会議で協議

改正のポイント

①路線新設等の場合

「地交会議」と「協議会（運賃等）」とで協議を行う必要がある。

②連続して協議を行う場合

「協議会（運賃等）」の構成員となっていない地交会議の構成員には退室してもらう必要がある。

③軽微運賃について（道路運送法第10条第1項）

- ・定期観光運送
- ・高速バス
- ・臨時運送
- ・路線不定期
- ・区域運行

→協議会（運賃等）での協議は不要

改正後

①地域公共交通会議

（道路運送法施行規則第4条）

構成員（道路運送法施行規則第4条の2）

- ・市町村長（又は都道府県知事）
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシ－事業者C
- ・バス協会、タクシ－協会
- ・労働組合
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

※協議運賃の協議は行わない

②協議会（運賃等）

（道路運送法第9条第4項）

構成員

- ・市町村（又は都道府県）
- ・協議運賃を定めようとするバスorタクシ－
- ・住民意見代表者（市町村又は都道府県が指定）
- ・地方運輸局長

※**複数事業者の運賃を協議する場合**は、独禁法に抵触しないように**1事業者毎に協議**をする必要がある

※市町村（又は都道府県）は、**あらかじめ公聴会等の措置**

公聴会以外の方法について（例示）

- ①パブコメ
- ②市政広報誌
- ③自治会への説明会 及び 業界団体を通じた事業者説明

上記①②③のいずれかを実施する

協議会（運賃等）について

1. 概要

- ・従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、独禁法に抵触しない形で協議を行うために設置される
- ・地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議

2. 開催方法

- ・独禁法に抵触しないために構成員を限定し、地域公共交通会議とは別のかたちで開催する必要がある
- ※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合、地域公共交通会議構成員を退室又は別室で協議を行うなど同一に協議しないように留意が必要
- ※複数事業者の運賃を協議する場合は、独禁法に抵触しないように1事業者毎に協議をする必要がある

3. 協議運賃の協議にあたり、市町村（又は都道府県）は、あらかじめ公聴会その他の措置を行う必要

- ・公聴会とはあくまで法令上の例示にすぎないため、代わりにその他の方法での意見の聴取でも可能

(例) ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）

②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）

③自治会への説明会（住民、利用者）

④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）

※（ ）内は想定する対象者

公聴会を開催しない場合、最低でも上記①と②はいずれかを実施、上記③と④は併せて実施

湖南省域公共交通會議設置要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

現行	改正案
(所掌事務) 第8条 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 交通会議に付すべき事項に関すること。 (2) 交通会議で議決した事項の執行に関すること。 (3) 具体的な路線に係る乗合旅客運送の態様及び料金等に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営及び生活交通について必要な事項に関すること。	(所掌事務) 第8条 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 交通会議に付すべき事項に関すること。 (2) 交通会議で議決した事項の執行に関すること。 (3) 具体的な路線に係る乗合旅客運送の態様_____に関すること。 (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営及び生活交通について必要な事項に関すること。 (運賃等協議会) 第10条 道路運送法の規定に基づき、交通会議に運賃等協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 協議会は、路線定期運行に係る運賃等について協議を行う。ただし、複数事業者の運賃等を協議するときは、1 事業者ごとに協議を行うものとする。 3 協議会は、次に掲げる者を構成員とする。 (1) 国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局の職員 (2) 関係バス事業者 (3) 市民意見を代表する者として市長が認める者 (4) 協議を行う路線に係る市町職員

(事務局) <u>第10条</u> 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。 2 事務局は、交通体系及び施策の総合調整に関する事務を所管する課に置く。 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (事業年度)	<u>4 協議会において運賃等の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</u> (事務局) <u>第11条</u> 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。 2 事務局は、交通体系及び施策の総合調整に関する事務を所管する課に置く。 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (事業年度)
<u>第11条</u> 交通会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (監査) <u>第12条</u> 交通会議に監査委員を2人置く。 2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。 3 会長は、毎事業年度終了後、必要な書類を監査委員に提出し、その監査を受けなければならない。 4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。 (交通会議が解散した場合の措置) <u>第13条</u> 交通会議が解散した場合には、その収支は、解散の日をもつ	<u>第12条</u> 交通会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (監査) <u>第13条</u> 交通会議に監査委員を2人置く。 2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。 3 会長は、毎事業年度終了後、必要な書類を監査委員に提出し、その監査を受けなければならない。 4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。 (交通会議が解散した場合の措置) <u>第14条</u> 交通会議が解散した場合には、その収支は、解散の日をもつ

て打ち切り、会長であった者がこれを決算する。 (県協議会への報告) <u>第14条</u> 交通会議において協議した結果は、滋賀県地方バス対策地域連絡協議会へ報告する。 (その他) <u>第15条</u> この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に必要事項は、会長が別に定める。	て打ち切り、会長であった者がこれを決算する。 (県協議会への報告) <u>第15条</u> 交通会議において協議した結果は、滋賀県地方バス対策地域連絡協議会へ報告する。 (その他) <u>第16条</u> この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に必要事項は、会長が別に定める。
---	---

路線再編 =改善 =廃止 =見直し

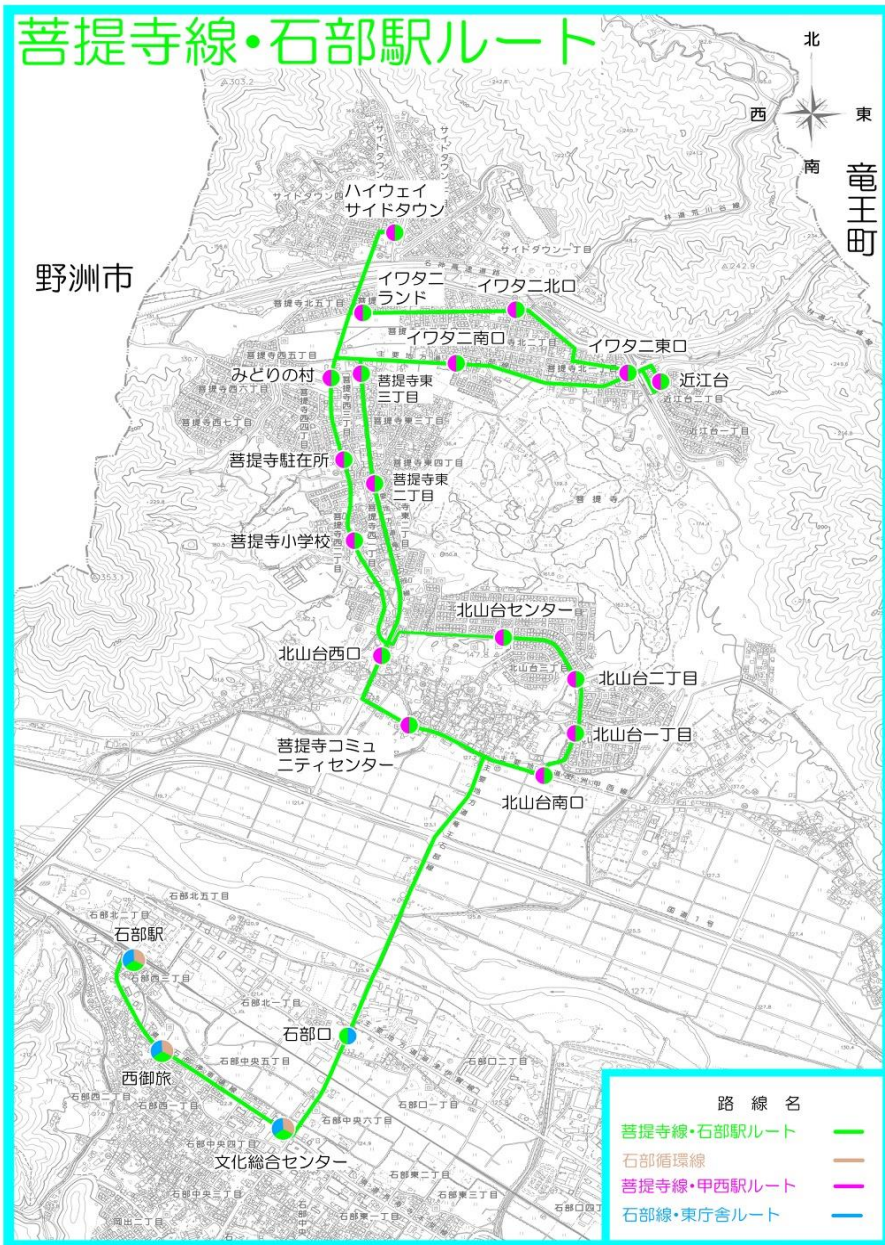
路線名	便号	始発時刻	平日乗車数	改定内容	課題・改善案等
菩提寺線・ 石部駅ルート	1	6:35 発	7.31 人/日	現状維持	
	2	7:05 発	0.05 人/日	改善	終点サイドタウンのため、石部駅まで延長
	3	9:03 発	12.73 人/日	現状維持	
	4	11:10 発	5.58 人/日	廃止	運転手不足により廃止
	5	13:10 発	4.85 人/日	見直し	菩提寺線・甲西駅ルートに統合
	6	15:10 発	4.61 人/日	見直し	菩提寺線・甲西駅ルートに統合
	7	16:38 発	7.26 人/日	見直し	菩提寺線・甲西駅ルートに統合
	8	17:55 発	5.13 人/日	現状維持	草津線 1 便分後ろの調整が可能
	9	18:55 発	4.18 人/日	廃止	運転手不足により廃止
菩提寺線・ 甲西駅ルート	1	6:45 発	3.28 人/日	見直し	菩提寺線・石部駅ルートに統合
	2	7:30 発	8.68 人/日	改善	甲西駅発からダイヤ調整のため、サイドタウン発に変更
	3	8:26 発	9.08 人/日	現状維持	
	4	10:35 発	4.79 人/日	廃止	運転手不足により廃止
	5	12:20 発	5.15 人/日	現状維持	11:20発に始発時刻変更
	6	13:50 発	3.53 人/日	現状維持	
	7	15:10 発	5.38 人/日	現状維持	15:30発に始発時刻変更
	8	17:10 発	5.34 人/日	現状維持	草津線 1 便分後ろに変更の調整が可能
	9	18:10 発	2.2 人/日	見直し	菩提寺線・石部駅ルートに統合
	10	19:15 発	1.14 人/日	廃止	運転手不足により廃止
下田線・ 甲西駅ルート	1	5:37 発	0.15 人/日	廃止	運転手不足により廃止
	2	6:33 発	29.4 人/日	現状維持	
	3	7:10 発	16.56 人/日	現状維持	
	4	8:28 発	22.21 人/日	現状維持	
	5	9:25 発	13.57 人/日	現状維持	
	6	10:15 発	10.84 人/日	現状維持	
	7	12:00 発	16.05 人/日	現状維持	12:20発に始発時刻変更
	8	13:45 発	6.51 人/日	現状維持	13:15発に始発時刻変更
	9	14:45 発	8.95 人/日	現状維持	
	10	15:50 発	13.63 人/日	現状維持	
	11	16:22 発	23.6 人/日	現状維持	16:40発に始発時刻変更
	12	17:40 発	17.57 人/日	現状維持	
	13	18:40 発	14.31 人/日	現状維持	
	14	22:09 発	0.3 人/日	廃止	運転手不足により廃止
下田線・ 三雲駅ルート	1	5:48 発	2.97 人/日	廃止	運転手不足により廃止
	2	6:12 発	13.27 人/日	改善	三雲駅発から利用の多い下田発・三雲駅着に変更
	3	7:09 発	19.29 人/日	現状維持	
	4	7:30 発	7.91 人/日	現状維持	7:20発に始発時刻変更
	5	8:02 発	19.28 人/日	現状維持	
	6	8:05 発	15.97 人/日	現状維持	
	7	9:05 発	11.96 人/日	現状維持	
	8	10:20 発	6.98 人/日	現状維持	
	9	11:30 発	9.87 人/日	現状維持	
	10	12:30 発	8.31 人/日	現状維持	
	11	13:30 発	7.56 人/日	現状維持	
	12	14:30 発	7.27 人/日	現状維持	
	13	15:30 発	8 人/日	現状維持	
	14	16:30 発	10.46 人/日	現状維持	
	15	17:20 発	27.99 人/日	現状維持	
	16	18:08 発	14.48 人/日	現状維持	
	17	19:08 発	14.24 人/日	現状維持	
	18	20:10 発	12.03 人/日	現状維持	
	19	20:57 発	5.83 人/日	廃止	運転手不足により廃止
	20	21:57 発	4.12 人/日	廃止	運転手不足により廃止

路線名	便号	始発時刻	平日乗車数	改定内容	課題・改善案等
ひばりヶ丘線	1	6:35 発	8.7 人/日	現状維持	
	2	7:20 発	24.36 人/日	現状維持	7:10発に始発時刻変更
	3	9:10 発	8.52 人/日	現状維持	8:25発に始発時刻変更
	4	11:10 発	7.82 人/日	現状維持	9:45発に始発時刻変更
	5	13:20 発	6.34 人/日	現状維持	13:15発に始発時刻変更
	6	14:25 発	5.26 人/日	現状維持	14:15発に始発時刻変更
	7	16:05 発	10.79 人/日	現状維持	15:45発に始発時刻変更
	8	17:10 発	5.34 人/日	現状維持	16:50発に始発時刻変更、 草津線 1 便分後ろに変更の調整が可能
	9	18:10 発	4.46 人/日	廃止	運転手不足により廃止
石部循環線	1	6:57 発	0.05 人/日	廃止	運転手不足により廃止
	2	7:02 発	9.85 人/日	現状維持	
	3	7:20 発	3.99 人/日	現状維持	
	4	7:50 発	13.78 人/日	現状維持	
	5	7:55 発	24.44 人/日	現状維持	
	6	8:24 発	48.14 人/日	現状維持	
	7	8:24 発	36.58 人/日	現状維持	
	8	9:00 発	6.49 人/日	現状維持	
	9	9:35 発	9.2 人/日	現状維持	
	10	10:45 発	10.05 人/日	現状維持	
	11	11:45 発	13.05 人/日	現状維持	
	12	12:45 発	10.78 人/日	廃止	運転手不足により廃止
	13	13:45 発	11.14 人/日	現状維持	
	14	14:45 発	11.56 人/日	現状維持	
	15	15:10 発	33.47 人/日	改善	石部駅発から利用の多い石部高校発・石部駅着に変更
	16	15:45 発	11.26 人/日	現状維持	
	17	16:15 発	5.98 人/日	現状維持	
	18	16:40 発	17.57 人/日	現状維持	
	19	17:15 発	9.66 人/日	廃止	運転手不足により廃止
	20	17:35 発	12.15 人/日	現状維持	
	21	18:00 発	10.9 人/日	見直し	路線統合を行い、18:30発に始発時刻を設定
	22	19:00 発	3.86 人/日	見直し	
	23	19:30 発	1.78 人/日	現状維持	タクシー車両による路線定期運行
	24	19:55 発	1.24 人/日	現状維持	
甲西南線・ 三雲小学校ルート	1	7:40 発	13.75 人/日	改善	地域住民の輸送のため、甲西駅まで延長
	2	15:00 発	5.06 人/日	改善	地域住民の輸送のため、甲西駅発に変更

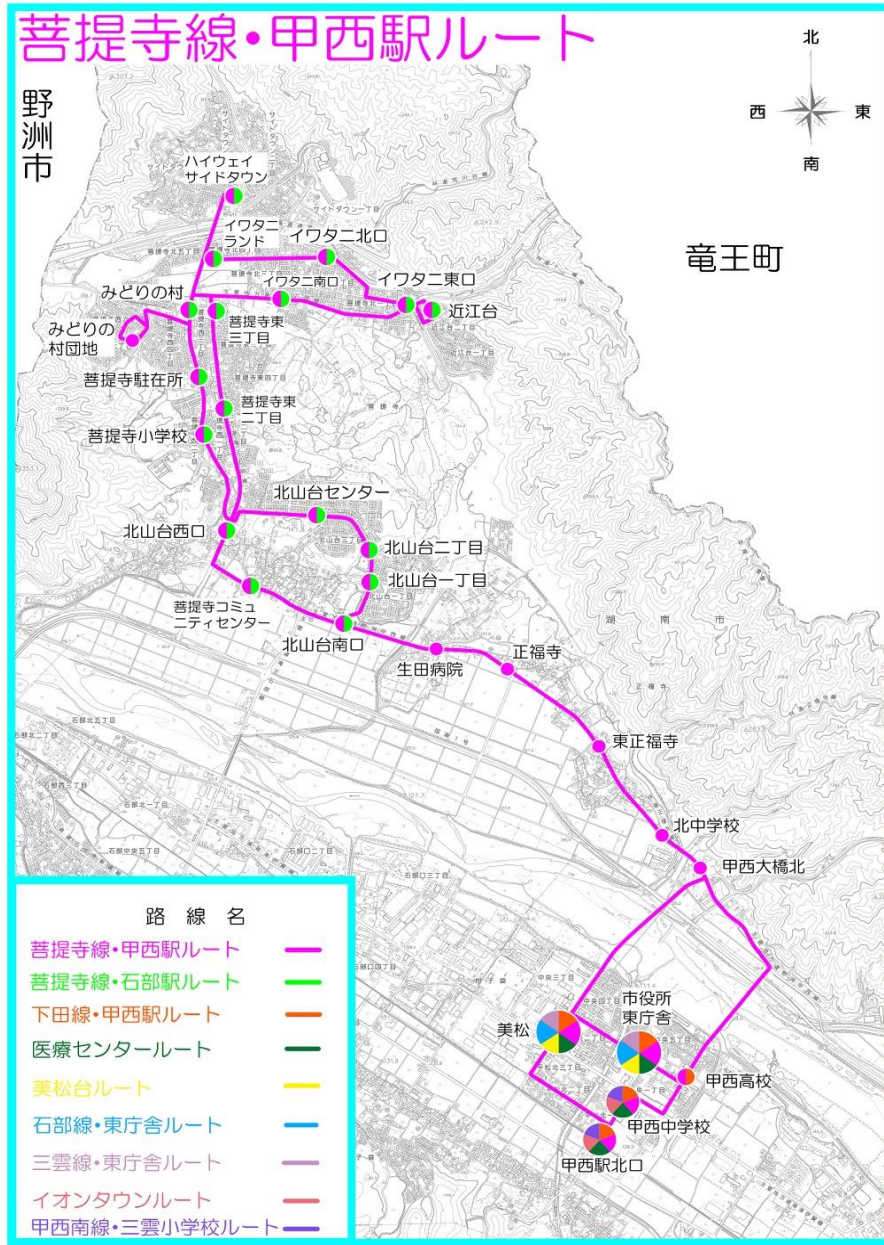
新規路線・時刻設定

路線名	便号	始発時刻	改定内容	課題・改善案等
妙感寺ルート	1	7:20 発	新規（旧：乗合タクシー）	乗合タクシーの利用が多かった瑞美ヶ丘経由
	2	9:00 発	新規（旧：乗合タクシー）	
	3	9:55 発	新規（旧：乗合タクシー）	乗合タクシーの利用が多かった瑞美ヶ丘経由
	4	11:10 発	新規（旧：乗合タクシー）	
	5	13:45 発	新規（旧：乗合タクシー）	乗合タクシーの利用が多かった瑞美ヶ丘経由
	6	14:35 発	新規（旧：乗合タクシー）	乗合タクシーの利用が多かった瑞美ヶ丘経由
	7	16:05 発	新規（旧：乗合タクシー）	
	8	17:45 発	新規（旧：乗合タクシー）	
医療センタールート	1	7:50 発	新規（旧：乗合タクシー）	
	2	8:35 発	新規（旧：乗合タクシー）	
	3	16:10 発	新規（旧：乗合タクシー）	
	4	16:50 発	新規（旧：乗合タクシー）	
	5	18:00 発	新規（旧：乗合タクシー）	
美松台ルート	1	8:50 発	新規（旧：乗合タクシー）	
	2	11:10 発	新規（旧：乗合タクシー）	
	3	16:15 発	新規（旧：乗合タクシー）	
石部駅・ 東庁舎ルート	1	10:05 発	新規	石部駅発
	2	12:15 発	新規	石部駅発
	3	13:15 発	新規	東庁舎発
	4	15:10 発	新規	東庁舎発
三雲線・ 東庁舎ルート	1	9:10 発	新規	東庁舎発
	2	10:40 発	新規	三雲駅発
	3	11:30 発	新規	東庁舎発
	4	13:10 発	新規	東庁舎発
	5	15:10 発	新規	三雲駅発
イオンタウンルート	1	9:30 発	新規	甲西駅発
	2	10:45 発	新規	甲西駅発
	3	11:00 発	新規	イオンタウン発
	4	12:20 発	新規	甲西駅発
	5	13:00 発	新規	イオンタウン発
	6	13:35 発	新規	甲西駅発
	7	14:15 発	新規	イオンタウン発
	8	15:00 発	新規	イオンタウン発

菩提寺線・石部駅ルート



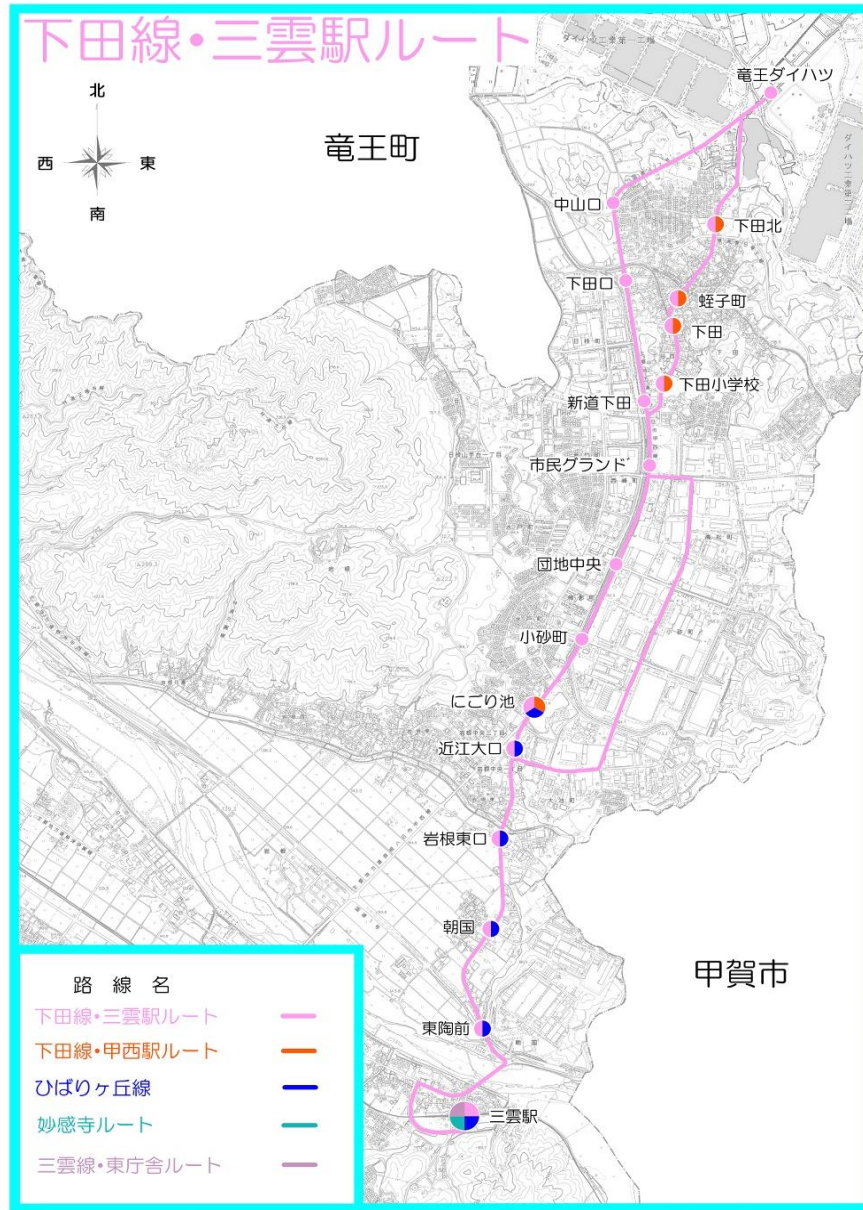
菩提寺線・甲西駅ルート



下田線・甲西駅ルート



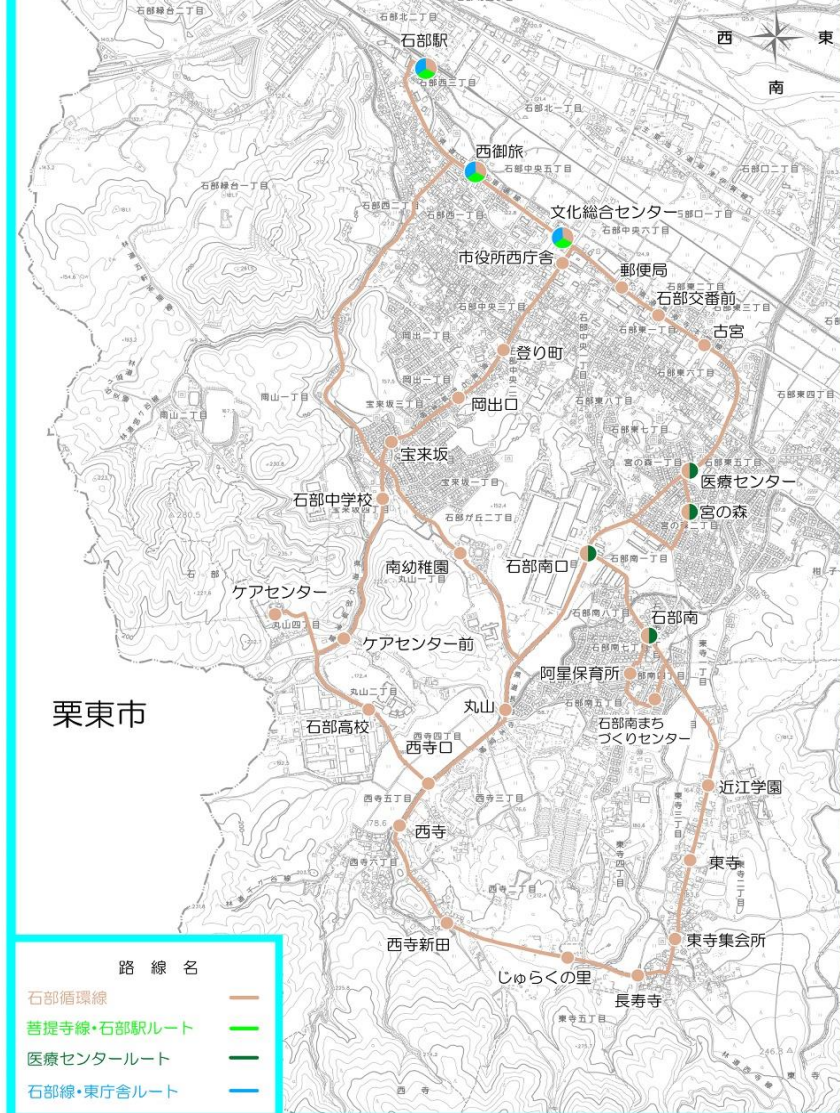
下田線・三雲駅ルート



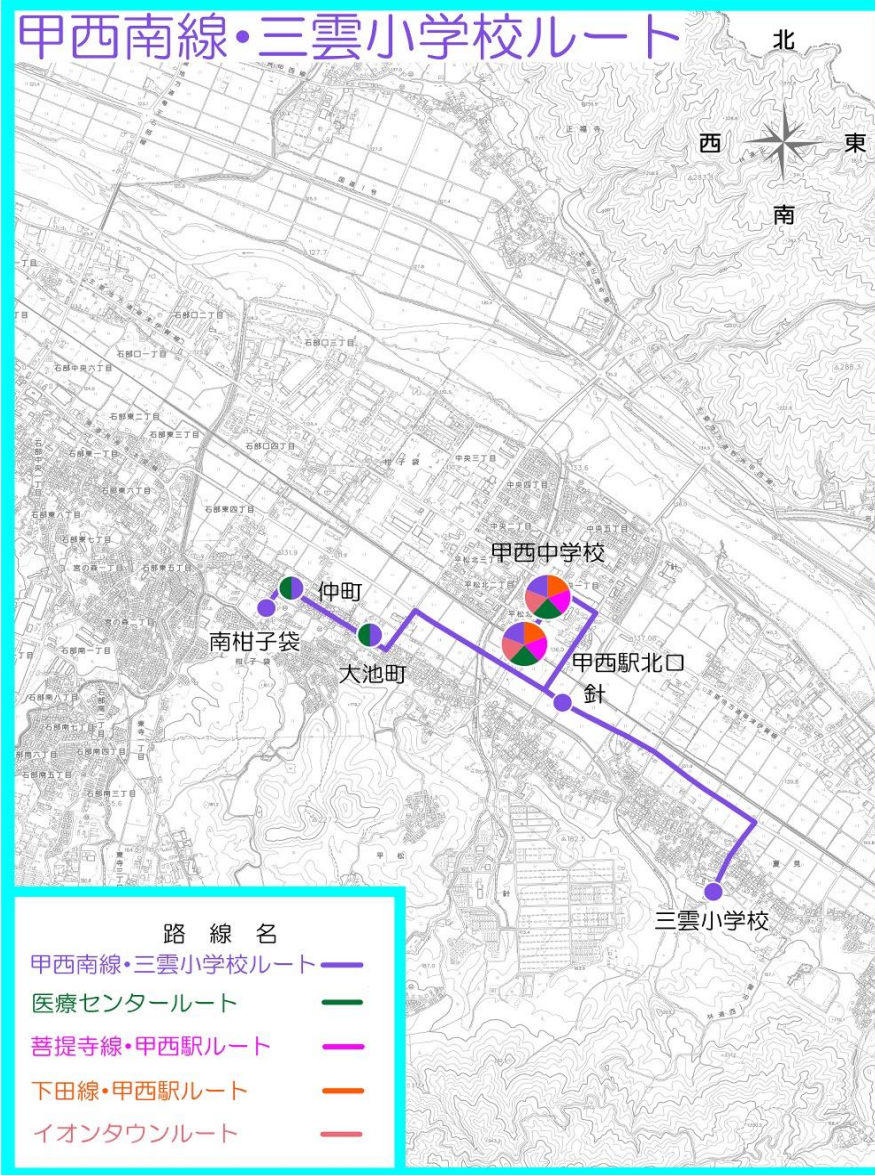
ひばりヶ丘線



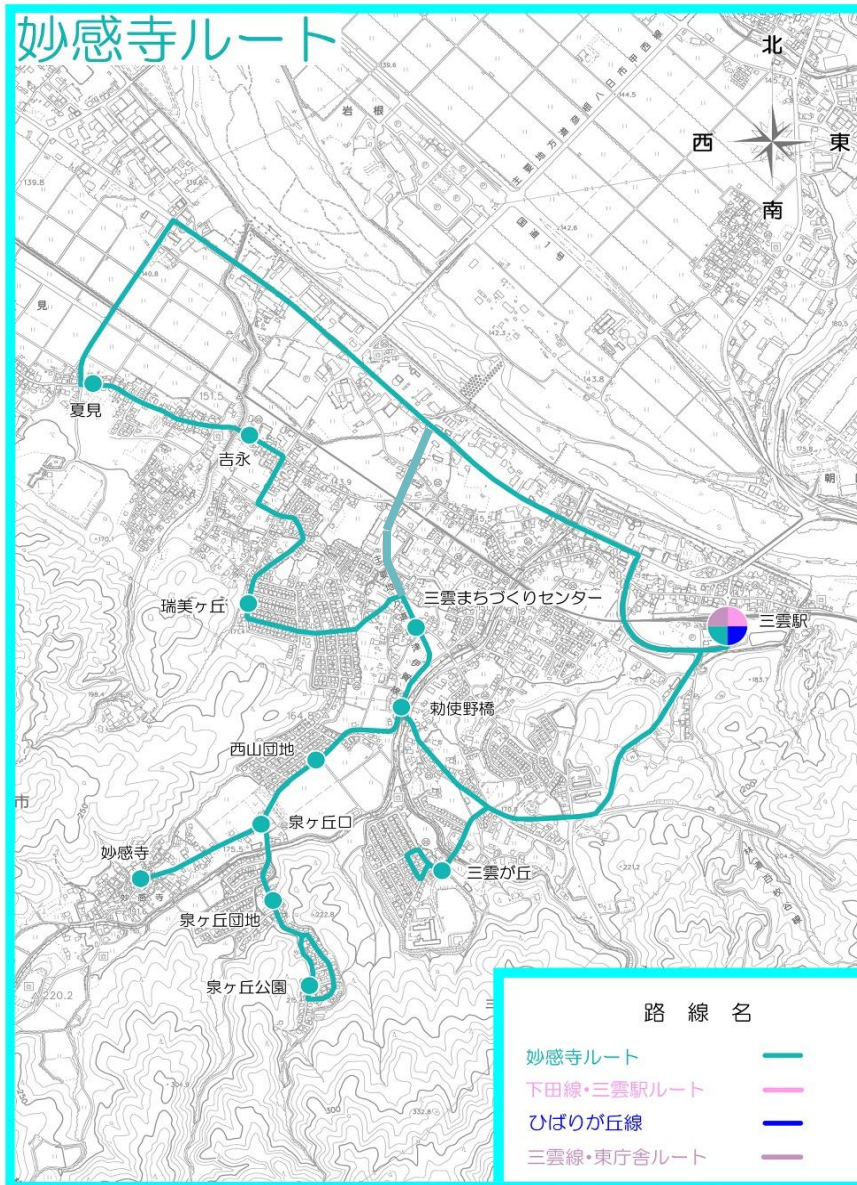
石部循環線



甲西南線・三雲小学校ルート



妙感寺ルート



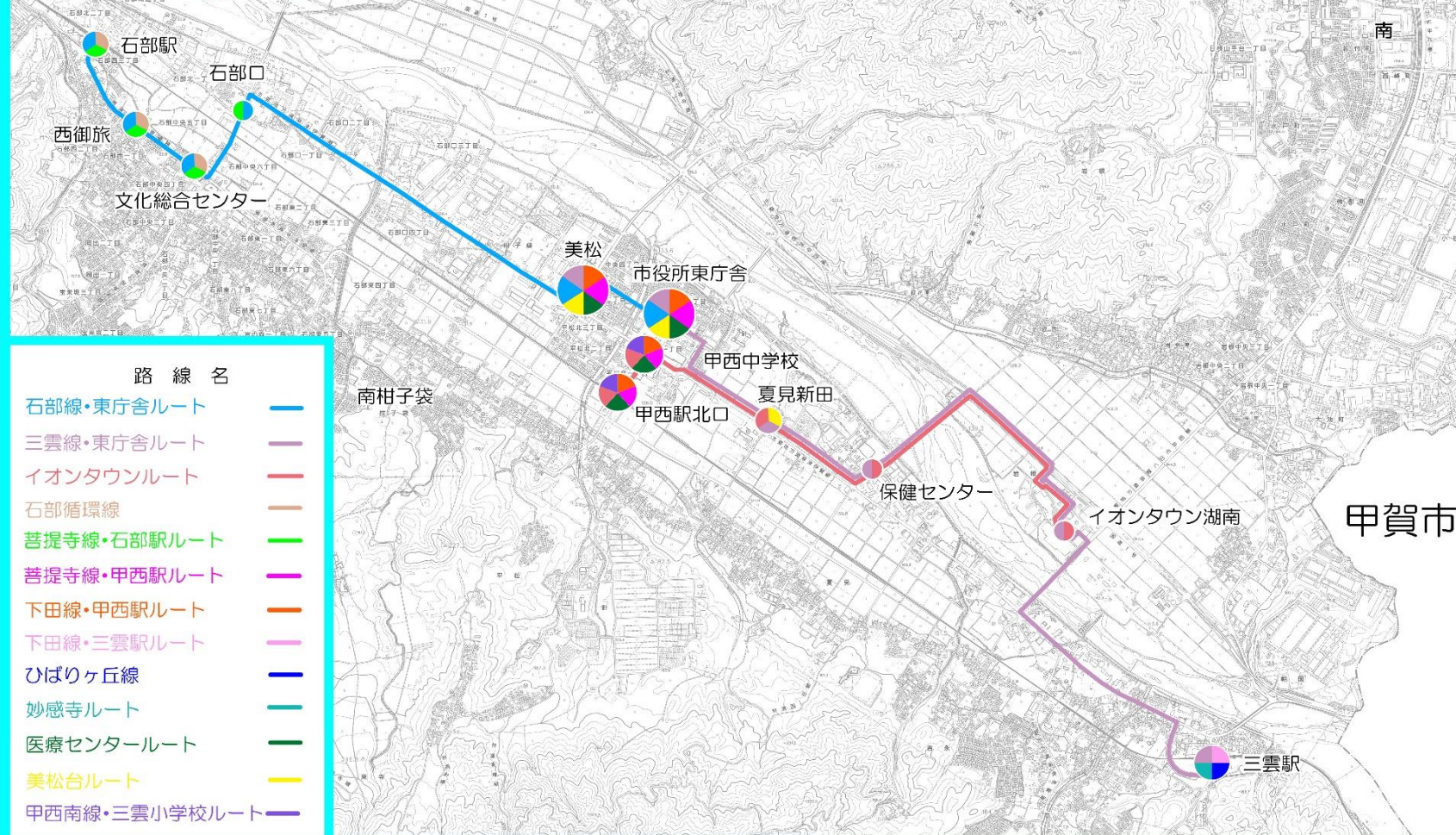
美松台ルート

路線名

- 美松台ルート
- 下田線・甲西駅ルート
- 菩提寺線・甲西駅ルート
- 医療センタールート
- 石部線・東庁舎ルート
- 三雲線・東庁舎ルート
- イオンタウンルート

新規路線

石部線・東庁舎ルート
三雲線・東庁舎ルート
イオンタウンルート



廃止路線

下田線・石部駅ルート
リハビリ病院線
雨山ルート(デマンドバス)

竜王町

